「福岡県令和5年7月豪雨災害義援金」募集要綱(第2版)

社会福祉法人福岡県共同募金会

1 趣旨

令和5年7月7日からの大雨により、全国各地では、人的被害をはじめ、家屋の倒壊等の甚大な被害が発生し、福岡県では久留米市他5市3町1村に災害救助法が適用されました。

福岡県共同募金会(以下「本会」という。)では、被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

福岡県令和5年7月豪雨災害義援金

3 受付期間

令和5年7月18日(火)から令和6年3月29日(金)まで

4 義援金受入口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行(※1)	口座記号番号 00980-9-213667		福岡県共募福岡県令和5年 7月豪雨災害義援金
福岡銀行	春日原支店 (277)	普通預金 2023227	社会福祉法人福岡県共同募金会
西日本シティ銀行	春日原支店(003)	普通預金 3130506	

^{※1} ゆうちょ銀行における窓口での振替料金は無料。

5 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金については、福岡県災害対策本部へ送金し、福岡県が設置 する義援金品配分委員会を通じて被災者に配分されます。

6 義援金の課税上の取り扱い

この義援金は所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当するため、税制優遇措置の対象となります。

この優遇措置の適用を受ける場合には、金融機関での振込金受領証に「福岡県令和5

年7月豪雨災害義援金」募集要綱を添えて、確定申告書類に添付する必要があります。 なお、本会発行の領収書が必要な場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要事項を記 入のうえ、本会へ送付ください。後日、領収書を発行します。

7 その他

- (1) 災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。
- (2) この要綱は、令和5年7月24日から施行します。

8 問い合わせ先

社会福祉法人福岡県共同募金会

〒816-0804 福岡県春日市原町3-1-7 クローバープラザ内

TEL 092-584-3388 FAX 092-584-3386

E-mail bokin@fuku-shakyo.jp